

報道機関 各位

資料提供 令和3年9月13日
産業労働部 エネルギー・資源振興課
新エネルギー振興班
担当者 石山、工藤、小玉
TEL 018-860-2281
美の国あきたネット掲載 (有)・無

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定及び有望な区域の選定について

経済産業大臣及び国土交通大臣が、「八峰町及び能代市沖」を再エネ海域利用法に基づく促進区域として指定しました。また、「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」が有望な区域に選定されました。

<概要>

洋上風力発電の導入促進を図る「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（再エネ海域利用法）に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣が「八峰町及び能代市沖」を促進区域として指定し、その旨の公告が行われました。

また、「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」が有望な区域に選定されました。

【公告・発表】

- ・ 経済産業省資源エネルギー庁

<https://www.meti.go.jp/press/2021/09/20210913004/20210913004.html>

- ・ 国土交通省港湾局

https://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000235.html